

医療法人社団石庄会「求職者等に対するセクシャルハラスメントに対する基本方針」

1 はじめに

当院は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを防止し、求職者等の求職活動を支援することひいては、求職者等との関係をより良いものとするにつながると考え、医療法人社団石庄会における「求職者等に対するセクシャルハラスメントに対する基本方針」を定めました。

2 当院における求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの定義

当院では、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントとは、求職者等の意に反する性的な言動により、求職活動が阻害され、能力の発揮に重大な悪影響が生じることと定義します。

「求職者等」とは、企業の求人に応募する者、または求職者以外の者であって、事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者、教育実習、看護実習その他の実習を受ける者としてします。なお、SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれます。

「労働者」とは、理事長、理事を含め正規雇用労働者のみならず、パートタイム労働者、契約社員等いわゆる非正規雇用労働者を含む事業主が雇用する全ての労働者をいいます。

3 対象となる行為

具体的には以下のような行為を指します。あくまで例示であり、これらに限られるものではありません。

- 性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言
- わいせつ図画や画面の閲覧、配付、掲示
- うわさの流布
- 不必要な身体への接触
- 食事・交際を執拗に求めること
- 性的な関係を求めること
- その他、相手方に不快感を与える性的な言動

4 労働者の責務

労働者は、求職者等の人格と尊厳を尊重し、セクシャルハラスメントの防止に十分配慮し、公正かつ適切な採用活動を行います。

5 相談体制の整備

求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関する相談窓口の設置をします。相談窓口担当者は相談者に十分配慮し、事実関係を迅速かつ正確に確認します。

6 プライバシーの保護と不利益取り扱いの禁止

相談者等のプライバシーを保護するとともに、相談に対し不利益が生じないように配慮します。また、労働者への事実関係の確認等において、事業主の措置に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いを行いません。

7 再発防止

問題を分析し未然防止及び再発防止に向けた措置を講じ、労働者へ必要な教育を実施します。

8 面接等に関するルール

求職活動等に関するルールをあらかじめ明確化し、労働者及び求職者等に周知します。（求職活動等を行う皆さまへ）

求職活動等を行う皆さまへ

当院では、採用活動の過程において生じ得る、求職者等に対するセクシュアルハラスメント等の防止に取り組んでいます。

求職者等の皆さまが安心して面談・面接・選考に臨むことができるよう、以下のとおりルールを定めています。

【求職活動等における当社のルール】

1 当社では、ハラスメント行為の防止について、従業員に対する周知・啓発を継続的に行っています。

2 面談・面接、OB・OG 訪問に関するルール

(1) 面談・面接の時間 ____：____～ ____：____

(2) 場所 : 院内打ち合わせスペース、執務スペース等、当院が指定した場所（オンラインやカフェ等のオープンスペース）

(3) 実施体制：複数人で実施する、第三者の目が届く環境（オープンスペース等）で実施するなど、当院が認めた体制で行います。なお、会議室など閉じられた空間で行う際は必ず複数人で実施します。

(4) 連絡手段：やり取りには、電話・電子メールを使用します。
（従業員は当院のメールアドレスを使用します。）

【相談窓口について】

当院の採用活動において、万が一、従業員から性的な言動等を受けた場合には、以下の相談窓口までご連絡ください。

ハラスメントに該当するか判断が難しい場合も含め、幅広くご相談を受け付け、適切に対応します。ご相談にあたっては、相談者のみならず、関係者のプライバシーにも十分配慮し、公平に対応します。

また、相談を行ったことや、事実確認に協力したことなどが、採用選考の判断に影響を与えることはありませんので、安心してご相談ください。

相談窓口（注）

医療法人社団石庄会 いしい整形外科クリニック

電話番号 03-5735-4114

注）求職者等は人事担当者への相談をためらうことも想定されることから、相談窓口の担当者として人事担当者以外の者を指定することも考えられます。
